

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和6年4月19日午後1時30分から令和6年第4回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新一
第2番委員	小野 まり子	第12番委員	佐藤 新浩
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝弘
第4番委員	倉田 和久	第14番委員	山路 和弘
第5番委員	渡辺 好章	第15番委員	小坂 倫充
第6番委員	松本 隆	第16番委員	岩野 悦子
第7番委員	高橋 重貴	第17番委員	小嶋 教三
第8番委員	及川 宏和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住 寿哉	第19番委員	高橋 正則
第10番委員	高橋 義隆	第20番委員	菊地 成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	関口 潤
事務局 長 補佐	高橋 真一郎
係 長	田尻 和稔
主 事	巴 春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	田尻 和稔
主 事	巴 春菜

- 議 長 只今から令和6年第4回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。  
時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、20名であります。  
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には18番田口敏委員、19番高橋正則委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。  
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】  
報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。  
【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、報告第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。  
【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。  
 事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】  
 説明が終わりました。  
 ここで、番号1番の案件について7番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
 ——第7番委員退席——

議 長 これより、番号1番の案件について質疑に入ります。  
 質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第1号の番号1番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
 7番高橋重貴委員の入席を許します。  
 ——第7番委員入席——

議 長 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
 続いて、議案第1号の番号2番の案件について  
 質疑に入ります。質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。  
 事務局 説明を求めます。  
 事 務 局 長 【事務局 朗読説明】

議 長

説明が終わりました。

つづいて、現地調査の報告を求めます。

第 10 番 委員

番号 1 番の案件について 10 番高橋義隆委員より報告願います。

10 番高橋です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。

4 月 16 日午前、南方地区の佐藤浩幸委員、山路和弘委員、事務局の田尻係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である ████████ さんが木造 2 階建ての住宅 1 棟を建築するため、██████ さん所有の田を売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第 3 種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを融資予約証明書により確認しています。

現地は、西側が農地と接しておりますが、L 型擁壁を設置し、農地へ崩落及び土砂の流出を防止する計画です。雨水排水については、東側の道路側溝へ排水し、生活排水については、単独浄化槽を設置して ████████ により排水施設を整備する計画になっていることから周辺への影響は、発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

第 14 番 委員

つづいて、番号 2 番の案件について 14 番山路和弘委員より報告願います。

14 番山路です。番号 2 番の案件について、現地調査の報告をいたします。

4 月 16 日午前、南方地区の高橋義隆委員と佐藤浩幸委員、事務局の田尻係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である ████████ さんが集合住宅と一般道路との接続道路を築造するため、██████ さん所有の田を売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第 3 種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費については、全額自己資金により実施することを、金融機関の残高証明書により確認しております。

現地は、東側が田で農地と接しておりますが、L 型擁壁や側溝の整備により、土砂や雨水等の流出を防止する計画となっており、既存の土側溝をコンクリート側溝に入れ替えることで岩手中部土地改良区と協議済みであることから、周辺農地への影響は、発生しないものと考え

えられます。

以上のおおりに許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

つづいて、番号3番の案件について2番小野まり子委員より報告願います。

第 2 番 委 員

2番小野です。番号3番の案件について、現地調査の報告をいたします。

4月15日午前に、永岡地区の松本隆委員、高橋新一委員、小島教三委員と事務局の田尻係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[ ]が和牛40頭ほどの増頭により畜舎1棟を建築するため、[ ]さん所有の田を使用貸借により転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であり、第1種農地となりますが、「申請に係る農地を農業用施設等に供するものである場合。」という例外規定に該当すると判断されます。

また、申請地は、農業振興地域内の農用地に指定されていましたが、令和6年4月2日付で農業用施設用地へ用途変更が完了していることを確認しています。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関の残高証明書により確認しております。

現地は、北側が譲渡人の畑に接しておりますが、牛舎の雨水については、道路側溝に排水し、作業道路については、舗装せずに地下浸透で排水する計画であることから、周辺への影響は、発生しないものと考えられます。

以上のおおりに許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断致しました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 1 8 番 委 員

18番田口です。この3つの案件のこの該当地を示した位置図を確認すると、該当地と接道に若干隙間があるように見えます。建築基準法上問題があると思いますが、いかがでしょうか。

単純にこの図を作成するとき、この部分がずれて隙間ができてしまったということでしょうか。

事 務 局

18番田口委員のご質問にお答えします。位置図について、接道と隙間があるとのことご指摘ですが、こちらにつきましては大体この辺であるという目安の図であり、正式なこの範囲を示したものではありません。いわゆる誤差の範囲と理解していただきたいと思っております。

議 長

その他、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第3号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
局長 説明が終わりました。  
ここで、所有権移転番号1番の案件について13番佐藤祝委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
——第13番委員退席——

議 長 これより、所有権移転番号1番の案件について質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
所有権移転番号1番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
13番佐藤祝委員の入席を許します。  
——第13番委員入席——

議 長 13番佐藤祝委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
続いて、所有権移転番号2番の案件について  
8番及川宏和委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
——第8番委員退席——

議 長 これより、所有権移転番号2番の案件について質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

- 議 長 ———なしの声あり———  
 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———  
 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 所有権移転番号2番の案件について  
 原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ———委員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
 8番及川宏和委員の入席を許します。  
 ———第8番委員入席———
- 議 長 8番及川宏和委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
 続いて、利用権設定番号1番の案件について19番高橋正則委員が、  
 農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命  
 じます。  
 ———第19番委員退席———
- 議 長 これより、利用権設定番号1番の案件について質疑に入ります。  
 質疑ございませんか。
- 第12番委員 12番佐藤です。所有者が■■■■さん他■■名ということで、高橋  
 委員が退室したということは、この■■名のうちの1人であるという、  
 理解でよろしいでしょうか。
- 事務局 また、所有者が■■名いる共有地ということでしょうか。  
 12番佐藤委員のご質問にお答えします。  
 高橋委員が他■■名の中の一人ということかというご質問ですが、そ  
 のとおり他■■名のうちの一人が高橋委員となっています。
- 議 長 また、こちらの土地については、■■名の共有地となっております。  
 その他、質疑ございますか。
- 議 長 ———なしの声あり———  
 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———  
 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 利用権設定番号1番の案件について原案のとおり決定することに賛  
 成する委員の挙手を求めます。  
 ———委員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
 19番高橋正則委員の入席を許します。  
 ———第19番委員入席———
- 議 長 19番高橋正則委員の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、利用権設定番号 11 番の案件について 12 番佐藤浩幸委員が農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

———第 12 番委員退席———

議 長 これより、利用権設定番号 11 番の案件について質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

利用権設定番号 11 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

———委員挙手———

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
12 番佐藤浩幸委員の入席を許します。

———第 12 番委員入席———

議 長 12 番佐藤浩幸委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
それでは、議案第 3 号の所有権移転番号 3 番並びに利用権設定番号 2 番から 10 番及び 12 番から 15 番の案件について、質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 3 号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

———委員挙手———

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
令和 6 年第 4 回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。  
ご苦労さまでした。

時間 14 時 15 分